

小平市立小平第八小学校 いじめ防止基本方針

平成 31 年 3 月 26 日
小平市立小平第八小学校

1 いじめ問題に対する基本方針

学校一丸となって、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚を高め、指導力の向上と組織的対応に取り組む。さらに、児童からの声を確実に受け止め、教育委員会や家庭・地域・関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対処を徹底し、いじめを見て見ぬふりをせず、声をあげられる学校づくりに取り組む。

また、いじめ防止の取組の実効性を点検し、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを図る。

【いじめの定義】（「いじめ防止対策推進法」平成 25 年法律第 71 号第 2 条より）

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【本校のいじめに対する基本的な考え方】

- いじめる児童に対して、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの観衆にも傍観者にもならない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
- いじめを受けた児童からの情報やいじめの兆候を早い段階から確実に受け止め、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送ることができるように組織的に取り組む。
- いじめられている児童を徹底して守り通す。
- いじめられている児童の心情に即して解決する。
- 学校・家庭・地域が強く連携し、児童・生徒の育成を図ることを念頭におき、いじめの重大性と「いじめは絶対許さない」の認識に立ち、地域社会全体で解決を図る。
- いじめの再発・連鎖を防ぐために、解決しても卒業するまで見届ける指導を行う。

2 主な取組

（1）いじめの未然防止のための措置

- ①校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が認める者とする。
役割は、日常的・定期的に児童の情報を共有し、いじめの実態把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発に関することを行う。また、「いじめ対策委員会」を支援する組織として、学校サポートチーム（学校経営協議会）を活用する。
- ②全教育活動を通して、児童に「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度の育成を図る。
- ③道徳教育や人権教育を充実させ、児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高め、いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
また、いじめは絶対に許されないことを自覚するため、年 3 回道徳科や学級活動を中心としたいじめ防止授業を実施する。
- ④児童会活動等を通して、児童自身の主体的ないじめ問題への取組を支援する。
- ⑤「いじめ防止教育プログラム」や「人権教育プログラム」を資料として、いじめに関する校内研修を年 1 回以上実施し、教員のいじめへの正しい認識と人権感覚を深める。

（2）いじめの早期発見のための措置

- ①「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年 3 回以上実施するとともに、「月ごとのいじめ実態調査」等を実施し、いじめの確実な発見に努める。
- ②スクールカウンセラーによる第 5 学年児童の全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。
- ③関係機関との連携による学校非公式サイトの監視を行う。
- ④いじめに関わる情報を確実に受信し、情報のファイリングを徹底する。ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有を図る。
- ⑤保護者会や学校だよりを通して、学校の取組の発信と情報の収集・共有を行う。

- (3) インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進
- ①児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭と連携したルール作り（SNS 八小ルール）や親子情報モラル教室を第4学年以上で実施し、児童や保護者への啓発活動を推進する。
 - ②インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するため、東京都及び小平市教育委員会と連携を継続し、インターネットを通じて行なわれるいじめに対する取組を促進する。
- (4) いじめの早期対応のための措置
- ①いじめ対策委員会を核とした情報の共有を行い、把握した情報に基づく速やかな事実確認と対応策の検討を行い、実施する。事実確認の結果は、校長が責任をもって小平市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
 - ②いじめを受けた児童の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
 - ③いじめをした児童に対する組織的・継続的な観察・指導等を行う。
 - ④いじめを見ていた児童が大人へ報告できるよう、教職員の体制づくりを行うとともに、当事者意識の醸成を図る。
 - ⑤学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力を図る。
 - ⑥地域人材（みまもりネットワーク等）を活用した登下校時の見守りを実施する。
- (5) 重大事態への対処のための措置
- ①教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
 - ②法第28条に基づき、教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ③いじめを受けた児童及び保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。また、いじめ対策緊急保護者会を開催する。